国立大学法人宮崎大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募について

国立大学法人宮崎大学は、キャンパスにおける弁当等の食品移動販売事業者を下 記により公募する。

記

1. 事業概要

- (1)事業名 国立大学法人宮崎大学構内における食品移動販売
- (2) 事業内容 本学指定の箇所において、食品移動販売を行う。
- (3) 事業期間 令和2年4月1日~令和5年3月31日
- 2. 設置場所

出店箇所 国立大学法人宮崎大学構内 指定の箇所

- 3. 公募要領の交付期間及び場所
- (1) 交付期間 令和年2月21日(金)~令和2年3月6日(金)
- (2) 交付場所 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

国立大学法人宮崎大学

施設環境部企画管理課企画管理係(資産担当)

電話:0985-58-7997

4. 応募申込及び提案書の提出等

(1) 応募書類の提出期限

令和2年3月6日(金) 17時00分までに、上記3.(2)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、提出期限必着とする)にて提出すること。

5. その他

- (1) 応募者は、応募する前に必ず公募要領を熟知のうえ応募すること。
- (2) 応募者は、本学が要請した場合は、追加資料の提出等に応じること。
- (3) その他、公募要領に定めのない事項は、本学の指示による。
- (4) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 問い合わせ先は3.(2) に同じとする。

以上

令和2年2月21日

宮崎市学園木花台西1丁目1番地 国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 迫田 浩一郎

1 目 的

学生及び教職員等の福利厚生の一環として食事がとりやすい環境を提供 し、さらに、キャンパスの賑わいを創出するため、弁当等の食品移動販売事 業者(以下、事業者という。)をキャンパス内に出店・営業させることを目 的とする。

2 応募資格及び応募要件

食品移動販売事業又は店舗による飲食店営業等の実績があり、長期間にわたり安定した弁当等の移動販売の運営が可能な事業者であり、当該事業に必要な資格(営業許可)を有し、かつ、以下の各号に該当する者であること。

- (1)役員等(事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でないこと。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6)事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、 その相手方が (1)から(5)までのいずれかに該当していないことを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、(1) から(5) までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6) に該当する場合を除く。) に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従うこと。
- (8) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、被補助人又は成年被後見人であって、契約締結のために必要な保護者の同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (9) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (10) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (11) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (12) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
- (13) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑者として勾留または起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (14) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
- (15) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
- (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
- (17) 公的機関の定める営業許可証を受けたものであること。
- (18) 食品衛生責任者等の資格を有する者であること。
- (19) PL保険等賠償保険に加入している者であること。
- (20) 保健所が定める、適切な衛生管理が出来る者であること。
- (21) 出店箇所周辺のゴミの回収及び販売食品にかかる適切なゴミ処理が出来る者であること。
- (22) 弁当等の移動販売にかかるスケジュール、及び区画に同意出来る者であること。
- (23) 電子媒体 (HP、SNS 等) を利用し営業内容 (出店スケジュール、メニュー等) について、情報提供出来る者であること。
- (24) 売上金の10%以上を各月毎にまとめ翌月の25日までに納付出来る者であること。なお、25日が休日の場合は、翌営業日に納付すること。
- 3 食品移動販売店舗の出店場所(別図)

場 所 国立大学法人宮崎大学 構内 ※本学の指示により変更する場合がある。

出店台数 1店舗程度

4 出店開始時期

契約締結後に本学と協議し、出店する日を決定する。 なお、出店開始日は令和2年4月1日以降とする。

5 契約期間及び時間

契約は、令和2年4月1日~令和5年3月31日までとする。 営業時間は、概ね10時00分~16時00分の範囲とする。

6 出店日等

土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業(12月29日~1月3日)及び その他大学の行事に基づく休業日(入試等)については、出店を要しない 日とし、出店日については本学と事業者が協議の上、決定する。

なお、出店予定日において、本学で行われる行事等により休業要請を受けた場合は、それに応じること。

7 出店形態・方法

移動型店舗(移動販売車等)による弁当等の移動販売とする。

8 賠償責任

事業者は、販売等に起因する事故及び本学施設・設備の汚損等により、 本学及び第三者に対して賠償(原状復旧等)する必要が生じた場合は、速 やかに対応しなければならない。

9 サービス水準の確保

事業者は、大学内における移動販売であることを勘案し、学生及び教職 員等に対するサービスの向上に努めることとする。

10 販売実績等の報告

事業者は、本事業による販売食数等の実績について、報告することを条件とする。報告の時期・方法については、別途協議の上、決定する。

11 その他

本公募要領に定めのない事項については、本学と事業者で協議の上、決定する。

12 経費負担

事業者は、出店に係る経費を負担する。

- 13 提出書類
 - (1) 企画提案書
 - ① 学生及び教職員等へのサービス向上への配慮
 - ・満足できるメニューの構成・価格(写真付、必要に応じて説明を記載)
 - · 移動型店舗(移動販売車等)出店数
 - ② 食品を販売する移動型店舗の詳細
 - ・販売に使用する移動型店舗(移動販売車等)についての詳細
 - ③ 環境等への配慮
 - ・衛生管理(販売までの流れ)の方針
 - ④ 販売者の責任
 - ・利用者からの苦情・要望等に対する対応
 - (2)経営状況等を証明する書類
 - ① 会社の概要についての説明資料
 - ② 応募資格に関して証明できるもの(食品衛生責任者であることを確認できるもの(写)、営業許可証(宮崎市)(写)、PL保険等(写)、 誓約書(本学指定様式)を添付すること。)
 - ③ 移動型店舗(移動販売車等)による出店実績又は店舗による飲食店

営業等の実績

④ その他参考資料(協力事業者との契約形態に関する資料等)

14 書類の提出

- (1) 期限 令和2年3月6日(金)17:00
- (2) 提出先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地 国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課企画管理係資産担当

TEL 0985-58-7997

FAX 0985-58-2893

E-mail kanzai@of.miyazaki-u.ac.jp

(3) 提出方法

必要部数を持参又は郵送等により提出すること。

(4) 提出部数

1 部

15 質疑の受付

公募等に係る質疑は原則として書面(様式は任意)により上記提出先までメール又はFAXにて送付すること。

問い合わせ時間 祝日を除く月曜から金曜 8時30分~17時15分

16 審査及び事業者選定の流れ

(1) 提案の選定

本学において本公募要領に基づく提案内容等を総合的に審査し、事業者を選定する。

なお、提案内容等についての本学からの確認及び追加資料の提出の要請については、誠実に対応すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和2年3月17日(火)に本学から文書にて通知する ものとし、個別の問い合わせには応じない、また、審査結果に対する 異義を申し立てることはできないものとする。

なお、提出書類を含め、提案内容に虚偽が認められた場合は失格とする。

(3) 事業者との契約手続き

選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合に、食品移動販売 に関する契約書を取り交わすものとする。

評価シート(国立大学法人宮崎大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募) 記入例

13 企画提案書の企画内容						
(1)	企画提案	提案内容・提出書類等	配点	評価基準	評価点	備考
1	学生及び教職員へのサービス向上への配慮 ・満足できるメニューの構成・価格 ・移動型店舗(移動販売車等)出店数	(例) ・メニュー等について季節変わりに提供し、学生が購入できる価格の設定を常に検討いたします。 ・曜日別担当とし、〇台を出店します。	5			(例) 写真やパンフレットなどを使用する。 ※別紙 参照
2	食品を販売する移動型店舗の詳細 ・販売に使用する移動型店舗(移動販売車等)に ついての詳細	(例) 自社の移動販売車においては、〇〇な機能を有 しており非常に効率的な運営が可能です。	5			
3	環境等への配慮 ・衛生管理(販売までの流れ)の方針	(例) 定期的に講習会等や点検を行っています。 また、販売に関しては〇〇等の注意を行ってい ます。	5			
4	販売者の責任 ・利用者からの苦情、要望等に対する対応	(例) 苦情等があった場合は、大学に報告の上、対応 策を協議し臨機応変に対応します。	5			
	総合評価(20点満点中 点)					

誓約書

国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 殿

私は、「国立大学法人宮崎大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募」における、下記に掲げる応募資格及び応募要件に反しないことについて、一切の虚偽がないことを誓約します。

記

- (1) 役員等(事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する 事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。) が暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。) (平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でないこと。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営 に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6)事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、(1) から(5) までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。) に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従うこと。
- (8) 宮崎大学契約事務取扱第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐 人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の 理由がある場合に該当する。
- (9) 宮崎大学契約事務取扱第4条の規定に該当しない者であること。
- (10) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (11) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

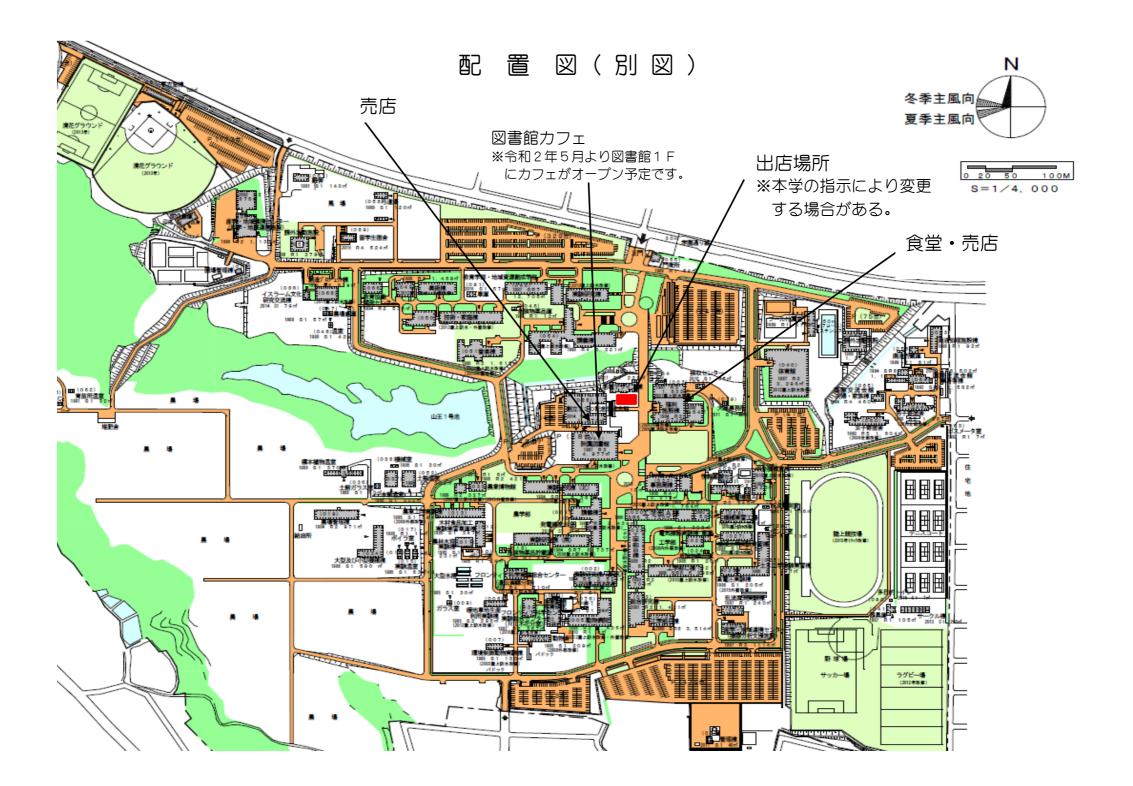
- (12) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
- (13) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑者をもって勾留または起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (14) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
- (15) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
- (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
- (17) 保健所が定める、適切な衛生管理が出来る者であること。
- (18) 出店箇所周辺のゴミの回収及び販売食品にかかる適切なゴミ処理が出来る者であること。
- (19) 弁当等の移動販売にかかるスケジュール、及び区画に同意出来る者であること。
- (20) 電子媒体(HP、SNS等)を利用し営業内容(出店スケジュール、メニュー等)について、情報提供出来る者であること。
- (21) 売上金の10%以上を各月毎にまとめ翌月の25日までに納付すること。25日が休日の場合は、翌営業日に納付すること。
- (22) その他、企画提案書の記載内容に虚偽がないこと。

令和 年 月 日

会社名

所在地

氏 名 印



国立大学法人宮崎大学構内における食品移動販売に関する契約書(案)

委託者 国立大学法人宮崎大学契約担当役 理事 迫田 浩一郎(以下「委託者」という。) と 受託者 (以下「受託者」という。)は、「国立大学法人宮崎大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募について」(以下、「公募」という。)に基づき学生及び教職員の福利厚生に係る業務の一部を受託者に委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

(販売場所)

第1条 販売場所は宮崎大学構内とする。(別図)

(販売方法)

第2条 販売は、「受託者」の一切の責任でおこなうこととする。

(販売物品)

- 第3条 販売する食品の内容は、学生・教職員が食するのに相応しいものとする。
- 2 健康を考慮する案内をおこなうよう努めること。
- 3 販売価格は、学生が購入しやすい価格帯にすること。
- 4 ゴミ対策を考慮した販売体制とすること。
- 5 過剰包装は避け、責任を持ってゴミの回収に努めること。
- 6 用意した商品に余剰が生じた場合には、「受託者」の責任で措置すること。

(販売の資格)

第4条 保健所等への届出及び許認可を受けていること。(本契約書に保健所等への届出、許認可 を受けていることが確認できる書面の写しを添付すること。)

(契約期間)

第5条 契約期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(販売時間)

第6条 特別な事由がある場合を除き、通常の場合、前後の準備片付けを含んで、概ね10時から 16時の昼食時間帯とする。

(販売中止や販売時間の変更)

第7条 行事等での販売中止や販売時間の変更は、「委託者」が「受託者」に販売当日の9時までに 連絡すること。

(施設等の原状回復)

- 第8条 契約期間が満了したとき、又は契約を解除したときは、受託者は、委託者の指定する期日 までに受託者の負担において施設等を原状に回復して、委託者に返還しなければならない。ただ し、委託者が承認したときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受託者は、施設等の原状回復に投じた有益費その他の費用について、委託者に一切請求することができない。
- 3 受託者が、原状回復の義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担においてこれを行う ことができる。この場合、受託者は委託者に異議を申し立てることはできない。

(販売者の責任)

- 第9条 食品の販売に際して、トラブル等が発生した場合は、「受託者」の責任においてこれを処理 すること。
- 2 販売する食品については、ゴミ対策を考慮しつつ教育現場に相応しい対応をおこなうこと。
- 3 賞味期限切れの食品を販売してはならない。
- 4 販売した食品が原因で発病した場合は、事後の対応を「受託者」が責任を持っておこなうこと。 (販売者の義務)
- 第10条 「受託者」は「委託者」に売上金の10%を各月毎にまとめ翌月の25日までに納付すること。25日が休日の場合は、翌営業日までに納付すること。

(不測の事態)

- 第11条 契約期間中に予測不能の事故等により、販売業務の継続が不可能になった場合は、「受託者」は「委託者」に申し出て販売業務を中止することができる。
- 2 台風・地震等の予測不能な事態が原因で販売中止となった場合において、未販売の食品の処分 は「受託者」の責任でおこなうこと。

(契約の解除)

- 第 12 条 委託者は、次の各号に該当するときは、契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。
 - (1) 受託者に食品移動販売に関する事業者の公募要領に定める事実に違反したとき等、本契約に違背する事実があったとき。
 - (2) 委託者が、受託者に使用させている土地を必要とすることになったとき。
 - (3) 施設等が災害により重大な被害を被り使用できなくなったとき。
- 2 受託者は業務上重大な支障が生じて、業務が遂行できなくなったときには、委託者に対し、異議の申し立て、営業権の保証等、損害賠償その他一切の請求を行使することができない。
- 3 受託者は、前2項による契約の解除又は契約の一部変更があった場合、委託者に対し、異議の申し立て、営業権の保証等、損害賠償その他一切の請求を行使することができない。

(損害賠償)

- 第 13 条 受託者は、その責に帰すべき事由により施設等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に定める事項を履行しないため、委託者に損害を 与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。 (裁判管轄)
- 第 14 条 この契約に関する訴えの管轄は、委託者の所在地を管轄区域とする宮崎地方裁判所とする。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項又はこの契約内容に疑義が生じた場合は、委託者受託者双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、委託者受託者双方が記名押印の上、各自 その1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

委託者 宮崎市学園木花台西1丁目1番地 国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 迫田 浩一郎

受託者

